

Title	天明の江戸うちこわし：蜂起前後の動向
Sub Title	The Edo Rice-Riot in the Tenmei (天明) Period
Author	山田, 忠雄(Yamada, Tadao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.243(355)- 258(370)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0247

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天明の江戸うちこわし

——蜂起前後の動向——

山田忠雄

幾篇もの優れた研究成果が存在しながらも、大都市うちこわし研究の現状は停滞的であるかのように見うけられる。その原因の一斑を、うちこわし史料の不足に求めるのは無理であろうか。もちろん、蜂起経過の記録類は数多く知られているが、事件の背景を説明するまでに至り得る史料がすくないことも事実であろう。学説史をふまえたうちこわし研究の方法論の確立もさることながら、一方では基礎作業たる新史料の探索・発見も現状打開の為に十分な意義を有するものだといえよう。このことは都市うちこわし全般についていえることなのであるが、とくに江戸のような場合には殊の外この点を感じる。

本稿は上述の観点から、天明七年の江戸うちこわしについて見てゆきたい。

ところでここに紹介する史料は、国立国会図書館所蔵写本で、さきごろ上野より移管した旧帝国図書館蔵本である。

写本の原題は、『丁天明七年未八月初秋 伊奈半左衛門様御懸御買諸米麦わん謂日記』⁽¹⁾と記されており、本文は美濃紙十四丁より成るう

ちこわしの記録である。本文の文末には、「天明七丁未年八月初秋、御米懸行事徳右衛門書之」の奥書の他に、「根津門前町家主庄右衛門写、嘉永七寅年十月中、宮永町家主弥兵衛借任用仕候」という書写の奥書が添書されてある。

本文中の記事に従うと、原本の筆者徳右衛門は天明七年六月（うちこわし発生直後）に江戸呉服町の月行事を勤め、その役目上で伊奈半左衛門役所に詰めて幕府の救助米の行事役を勤めた町役人である。したがって直接の見聞もさることながら、立場上からもこの記録は信頼度の高い史料といえよう。

なお、本稿では、うちこわしの具体的な分析なかずく主体勢力、指導性、斗争過程等々、蜂起全般については論及していない。これらについてはかつて別に論じたことがあるが、⁽²⁾他日、本稿の続きとしてもう一度とりあげる予定である。

二

天明七年五月下旬、江戸市中を数日間にわたって無警察状態に陥れ、「江都開発以来未曾有の変事地妖⁽³⁾」といわれた大規模な下層民衆の蜂起が勃発した。

うちこわしの直接の原因は天明の大飢饉による米価暴騰にあり、したがってうちこわしが米一揆あるいは米騒動的性格を帯びていたのも至当である。また封建社会における飢饉は天災であるよりも人災であり、とくに天明の飢饉は田沼時代の矛盾のしわよせの結果としてもたらされたものだともいえる。

ところで原田伴彦氏は、うちこわしを含む町方騒擾の惹起される基本的要因を、幕藩権力による政治的・経済的圧迫の強化に求め、さらにその直接的契機は、「凶作による米価暴騰、それに伴う豪商・問屋などの買占め、用金・上金等の

誅求、幣制紊乱による流通の混乱、代官町役人等の秕政、等々⁽⁴⁾によると考察されたが、これは江戸うちこわしのばあ
いにも首肯できることである。

天明三年の浅間山の噴火は、天明二―七年に及ぶ天明の大飢饉の最中の象徴的出来事であつた。天明六年には「江都
開けて貳百年来、かうやうの地怪はなし⁽⁵⁾」といわれた江戸・関東一帯の大洪水――その上に気候不順という悪条件の累
積で、「午の年（天明六年）は凡日本国中押ならし三分の一の收納⁽⁶⁾」という大凶作。さらに人心は「春は火事夏はず
しく秋出水冬は飢饉とかねて知るべし」（当時流行の口すさび）という社会不安に戦っていた。

物価騰貴は凶年つづきによる米価暴騰のためばかりでなく、田沼の貨幣政策がその背景にあつた。『下駄屋甚兵衛書
上』（天明七年六月十七日）において、「廿年以来諸色高直に相成候は、式朱銀（南鐐二朱銀、安永一年新鑄―注）出候てより」
とその弊害を述べているとおりでである。⁽⁷⁾

田沼の専売政策、運上・冥加金上納もまた物価騰貴の主要な原因であつたことはいうまでもない。

天明七年のうちこわしの際、襲撃された丸屋又兵衛のばあいをみよう。

天明四年、中橋広小路御用油屋升屋善太郎、小船町二丁目丸屋三郎兵衛は「御用油相納」めることを願ひ出、関八州
の菜種のうち、大坂積出し以外の菜種の独占的買問屋（江戸中の灯油大問屋株惣元⁽⁸⁾）を許されたところ、「はや御府
内の油屋とも我先にと灯油を買へ、船間なりといひ立て、日々に高直其上一二升とは小売をせず、後々は五合三合の油
さへも売らず、漸々出入の屋しき方へはすこしづゝ商いける、魚油は沢山商いけるが、夫さへ後は払底なり、夜毎に灯
す油火も今は絶えて、」という深刻な事態に立ち到つた。のち油運上は廃されたが、「当時の米高直に付き、米屋へ狼藉
の席に、先年丸屋又兵衛油運上さし上て、大問屋とならん悪事を工みし張本人なれば、此節幸ひと打こわし⁽⁹⁾」たという。

うちこわしは単に米価問題をめぐる米騒動にとどまらなかった。一般民衆の生活に關係の深い日常生活品についての問屋の横暴が、いかに民衆の生活を脅やかしたか、そしてうちこわしの対象とされるほど、独占的特權問屋と一般民衆との対立を激しくさせていたか——右の一件はよく問題に答えてくれる。この点が、天明期のうちこわしの幅と拡がり——数日に及ぶ斗争の激化をもたらした要因であろう。

三

『伊奈半左衛門様御懸御買諸米麦謂日記』（以下『日記』と略す）は、

去ル天明六丙午年は一鉢雨多くして三月末々度々雨ふり、五六七月は日毎に雨天に候処、七月十四日十五十六日と降つゝき、十七八九日と大雨にて深川本所両国辺大水

に見舞われた天明六年七月の、「前代未聞之咄しの種となり、とりくさまくの風聞筆にも尽されすのミ」という江戸中の大出水、幕府の難民救済の記事から起筆されている。

右午年関東筋出水にて何百年ニも無之凶年成、同年三月武家方百石ニ付銀貳拾五匁、江戸町々之小間老間ニ付銀三匁宛七ケ年之内出銀致候様被仰付、尤七ケ年過テ御返金と被仰付候、依武(家)方町方在々とりくさまくの評義致候得共何れ之町にても御免願に罷る所を聞(か)ず。此節重き御役人御大老伊井掃部頭御老中松平周防守様田沼主殿頭様水野出羽守様牧野越中守様南町御奉行山村信濃守様北曲淵甲斐守様御勘定にて松本伊豆守様当時刃聞にて、御老中之内田沼様と右伊豆守様ハ飛鳥も落る程の威勢にて、百石貳拾五匁小間三匁ハ此二人の悪心と、皆人私語毎に申なり。然ル所に大出水ニ付、九月右出銀御免被成候。¹⁰⁾

右の一件は、田沼意次の最後の経済政策で、融通金と称して目論んで失敗した「貸金会所」の設置計画である。すなわち諸国寺社・山伏には一ヶ所につき金十五両、諸国百姓は百石につき銀二十五匁、諸国町人は間口一間につき銀三匁ずつを五ヶ年間、銀納すべき旨を令した。⁽¹¹⁾ 諸国百姓町人はいずれもこの苛斂誅求にあえぎ、田沼への怨嗟が高まつた。江戸では上納御免の愁訴が聞き入れられず、町人たちが困惑していたことが右の記事で知られる。八月に至り「此度関東筋其外出水ニテ、向々難儀之趣ニも相聞候、依之出金之儀、一統御差止被仰出候」⁽¹²⁾と令せざるをえず、田沼の政策は失敗した。その三日後、田沼は罷免された。⁽¹³⁾

四

凶荒・洪水・重税に苦しむ天明六―七年にかけて、諸色高直とくに米価高騰がはなはだしく、あいつぐ幕府の物価制限令、米価引下げ令も効果なく、米不足につけてこむ商人の米穀買占め、販売制限、価格釣上げのために諸人が難渋した。『日記』には、かなり克明に米価の変動を記録してある。しばらくその動きを追ってみよう。

天明六年六月末から七月十日ごろまでの米値段は、一両につき七斗七・八升から八斗位まで。七月十四―八日に及ぶ大雨の結果、「右出水後暫く相場も無之所六斗位と風聞のミ」、十日後には五斗四・五升に騰り、その後もさらに上昇気味で同年暮までには、一両につき四斗から四斗二・三升に騰貴した。

当未（天明七年―注）の春に至り、米穀段々仕上ケ米両ニ三斗三四舁より五六舁位、小売百文ニ付六合五夕七合位、（中略）米相場正月が三月末迄上り三斗壹式舁、下米ハ三四舁にて居り候所、四月ニなり二百々五六百めに四斗式三舁と下り、人々悦び五斗にも可成と存候所 御張紙五拾三両と出て御切米渡り候当日より段々上り、六月廿日比⁽¹⁴⁾

迄二三拾五石にて百五拾兩、百七拾兩と日毎に上り詰ゞ式百五兩位迄売れ、町方ニ而ハ兩ニ上式斗、中式斗壹式舛、下式斗三四舛位、六月(マ)中ばニハ上中下捨別(差)なく壹斗七八舛五六舛に候て売買無し。

米値段の異常な高騰ぶりは天井知らずであり、正に驚異的であつた。天明七年五月中ごろの米価は、前年同月ごろの約五倍という暴騰である。(『日記』の文中、「六月」とあるのは「五月の誤記である。諸人とくに下層民衆の困窮ぶりが思いやられる。

米価暴騰につれ、「右(準)に順し諸色高直なり」——それも日常生活に關係の深いものの値上りであつた。『日記』に記された天明七年春以来の諸物価の変動をみよう。

錢相場 一兩に付五貫三四百文位が二月に至り五貫六七八百文を行戻りし、三四月は六貫文迄段々に下る。

大豆 三四月は五斗より五斗四五升位、六月は少し下り、下豆は七斗位。

味噌 小売百文に付三百目より三百五十目。

豆腐 一丁に付六十四文に「売買候得共豆腐は売不申、から斗うれ候得共是ハ田舎より豆腐屋へ前錢ニ遣し置、田舎ニ而きらず壹舛ニ付十六文(マ)つゝ、売渡(マ)し候由風聞承り候。」

酒 十駄に付三十五兩より上り、七八月は上酒で五十五兩位、次は四拾五兩より段々。小売は一升につき三百五十文より五百文まで。

このように諸物価の値上りのために、民衆の生活の窮迫はひどかつた。

『日記』は当時の江戸市中の窮状を伝えている。

少し持候米屋は百文二三合、三合五夕と売候得共、夫も一日とはうり不申。依之金錢持候ものも買請に差支、裏店

其外下賤の者ハ猶以給^{たま}続候事不叶候、高きも賤(き)も難義致さぬものハなし。」

五

事態は最悪の極限に達していた。

すでに大坂では五月十一日の夜に天満伊勢崎町にある茶屋吉右衛門の屋敷がうちこわされたのを発端に、大坂全市中が大騒動の坩堝と化していた。全国の主要都市において、五月中だけで十九件ものうちこわしが蜂起している。⁽¹⁴⁾この波の頂点に江戸と大坂のうちこわしが位置し、その他長崎・博多・広島・堺・奈良・福井・甲府・駿府などを含んでいる。天明七年は江戸時代を通じて最もうちこわしの激発した年であり、さらに天明六―七年は百姓一揆の大昂揚の年――六年二六件、七年三五件――であつた。⁽¹⁵⁾米一揆は文字通り全国津々浦々を覆い、天明七年中で三五件に及んだ。⁽¹⁶⁾

全国的にうちこわしの勃発する客観的条件が成熟していたことを物語る。したがって、『日記』の筆者もまた伝えて
いる。

右雨天関東斗にも不限、日本国中日和悪舗都而諸万物不作にて、山海万里諸色高直払底なり。依て諸国とも及困窮候而、西国中国大坂堺辺道中筋繁栄の場所ハ不及申、在々迄も拾軒式拾軒又ハ三拾軒余も打コハシ候風聞及承候。

天明期の一揆・うちこわしの大昂揚を経験した、同時代の識者たちによって、民衆の斗争を個々の事件としてではなく、全国的な視野でとらえ、理解・把握しようとする方向が、この時期には芽生えていた。⁽¹⁷⁾

天明七年五月――一揆・うちこわしの最も激化した時期――幕府の政治的中枢である江戸では急激に極限的狀況が醸成された。蜂起に至るまでには幾多の迂余曲折を経ねばならなかつたが、蜂起自体を自然発生的な無計画なものときめ

つけるのは誤りである。蜂起直前の江戸では貧窮者は徒らに自滅的餓死に甘んじていたわけではなく、無為拱手同然な幕府に対して、具体的な生存への行動を開始していた。これについてはすでに他で論じているので、ここでは触れない。⁽¹⁸⁾

若干附言すれば、「町方願人両奉行所門前充満」⁽¹⁹⁾し、再三町々極貧層につきあげられた家主層は、町奉行所の意を受けて歎願運動を妨害する町名主層に対し、「軽き者共騒立不申様に利害為申聞置」いたものの、「町中一統必至と難儀共自然と騒立可申哉」の勢いを認識させ、五月十八日には洩る町年寄奈良屋、北村を通じて町奉行へ訴願させるのに成功した。⁽²⁰⁾

この間の動きを『日記』には次のように記している。

右之通諸色高直ニて暮方必至と差支候ニ付、町々所々より申合せ、御慈悲願ニ曲淵甲斐守様御番所江罷出候所、却而御志^(北)かりを請、其上町人と云ものは米を食事(に)用る者にあらず何にても用ゆべく由被仰渡御執上げ無之に付、此風聞承り候町々ハ願に不出、其上南北年番名主申合として町々ニ而御慈悲願に出候者あらば、名主家主より差止メ可申との触有之候ニ付、町内隣町ハ願に出不申候。」

合法的な歎願運動に対して、名主層はこれを放棄し、家主層もこれに同調し、背後には町奉行が控えている。しかも訴願を「差止メ可申」の触まで出して訴願の途を断とうとした。

ここに至つて、江戸の市民は上層市民と下層町民とに分裂し、下層民衆は独自で斗争を組まざるをえない。江戸のうちこわしが当年の他のうちこわしに比して、下層民衆のみの世直し一揆として早くも歴史に登場した事情は、斗争過程の必然であり、斗争段階の発展であつた。〔附註〕

ついにうちこわしが勃発した。

六

五月廿日^(六)夜赤坂中之春米屋大小不残三拾式軒打コハシ、廿一日芝田町辺より日本橋の方へ米屋七八間もコハシ、屋過八時比此辺之老若男女騒立候間何事やらんと表へ出、通りのものを詠^{なぞ}れハ南の方へかける足音地にひゞき目をおとろかす有様なり。皆人ふしきに思ひ尋^まね聞^きハ、南伝馬町之万屋作兵衛と云米問屋を打コハスとの風聞故、此辺之者も見物に参り又ハ行かゝりにて見て居るもの多し。其コハス音雷の鳴かことし。小袖其外衣類ハ天に翻し、諸道具^(一)建具ハ米大豆ハ大海に大嵐のことし。向の家^(二)の軒下までぐわらゝとばらゝと投ちらし、内造作不残打コハシ、七半時やうゝ鎮り、夫々暮六時より伊勢町小網町靈岸島龜島船町小舟町大伝馬町辺一夜之内に打コハシ、尤米屋にかきり候得共夜中之事故中にハ外商売人もコハサレタもあり。中にも伊勢町南角より北の橋際迄三四間残し皆コハシ、南船町ハ折廻し米屋不残、中にも白子屋と申米問屋はにくまれけるにや、二階迄大八車を引上ケ奥の方コトゝク打コハシ、夫より川岸之蔵表の戸を打破り内に米百俵余も道之所不残表江出し小口を切り米を其近辺江まきちらし、誠に雪之降りしことくなれとも其夜中に不残きゑてなし。同夜九半時桶町辺よりコハシ初メ、数寄屋町木屋伊兵衛と云春入致候米屋迄コハシ参り候処、北御番所より御役人中御出役被成耆兩人被召捕候て皆散候ニ付大工町江ハ参り不申候。右ニ付其夜より自身番始り段々騒動日毎に騒敷候ニ付、廿四日より昼夜町々木戸を打、番屋自身番夜るは送拍子木にて嚴重に堅め、尤御先手拾人御加役被仰付、両御廻り方昼夜共シゲゝ御廻り被成、并ニ店番一夜に拾式人当て番屋江式人つゝ遣し明六時迄相勤させ候、右之通廿一日夜大乱にて此近辺にては夜を明し候ニ付、六時より中橋辺伊勢町小網町近中之町内江目覚なから見物致候所、米や表之戸の分ハ不入申、内造作家前江出

しとり散して置も有り又片付たも有りさま／＼にて、内之者共を見るに草臥くたびれたる形にて見舞もなきやうに見ゆるなり。近辺一見して帰り朝飯給たべ、少し寝ねむり候所、廿二日二なり早平松町之米屋江六七人も一所に米買に参り、百文ニ付老舩に買度杯と云かけ若不承知におひてハ打コハスト申ニ付、米三斗得たるもあり五斗有者(マイ)も、コハサレテハ難義に候間承知致売渡シ候所、やう／＼錢五六百文差遣し置、米三四斗つゝも盗まれ、もう是切ことわりいへと改を云ハ、次の米屋へ参り右之通りの始末成。然ル所音羽町之和泉屋と云米屋打コハサレ道迄米大豆まきちらし、役人衆御出被成老兩人御召捕ニ被成、夫より町内三河屋と云米屋へ参り、是も白米式三斗も売遣し錢ハ八九百文もあり。夫から大工町越後屋の綿店江参り如何致候や三舩五舩斗式斗又ハ俵にてかつき出し、少しノ内に八拾俵紛失いたし候様承り候。尤俵にて盜候もの共ハ直に召捕入牢いたし御吟味さま／＼なり。扱右コハシ場所日々風聞に申にハ、東西南北はし／＼迄残る所なく米屋共コハサレ、中にハ外商売人も交り候得共、是ハ平日にくまれ或ハ此節米買致候者なるよし。且又江戸町々ハ五月廿二日より表之戸をさし上の方斗明置、誠に元日の如く廿五六日迄諸商売不残休(21)なり。

七

蜂起の最中には、町奉行所においては鎮圧に奔走し、救助までは手が届かなかつたらしい。ようやく峠を越した五月二十五日に至り、北町奉行曲淵甲斐守配下の年番吉田忠藏掛で、米・大豆を四日市蔵屋敷で月行事出頭の上で町々へ渡しているが、支給について、「中より已下軽きもの斗江可渡」く、「老人前白米四合五勺大豆四合五勺宛相渡シ家主ハ除き金壹両ニ米三斗替大豆ハ七斗三舩替にて代金は三分一つ、九月上旬より三分に御取立有之候」とあるように、有償の払い下げであつた。五月二十八・九日にようやく北町奉行所において、一人三匁三分ずつの割合で、「江戸町々江御救

金被下置」る措置がとられたにすぎなかつた。

越えて六月一日、曲淵甲斐守は役を免ぜられ、西の丸留守居となつた。⁽²²⁾これについて、「騒動の最中御役御免は如何之事に候哉と町々にても評義致候処右騒動御取鎮め方町々木戸昼々切り潜より通用致させ候事 御上之思召に不叶やう風聞致候」と『日記』は伝えている。されば一幕臣の京都の知人宛の書状(五月二十五日付)を見よ。⁽²³⁾

廿三日糺町刃木戸々切其外横町々々へ竹板などにて々切、往来不自由相成、下町杯同断、是は人数不相寄様にとの為之由也、然れ共打崩し候者は皆々其町内之者之由に候得ば、扱々役にも不立町奉行之申付と一統笑草に御座候。

一方、六月八日に関東郡代伊奈半左衛門が小姓組番頭格となつて「救方」を命ぜられ、⁽²⁴⁾ここに幕府の本格的救済活動が始まつた。翌九日、幕府は触を出して、救方取計の儀につき、「諸事同人差函請、差支無之」旨を令した。⁽²⁵⁾触は諸国に令したものと、とくに江戸市中に達したものと二通りあるが、後者において「江戸町之もの共半左衛門役所え出入之儀、其時々両番所え不及届候」と「但」書がついていることは、町奉行所を差置いての異例の措置といふべきである。町奉行の権限と機能は幕府当局者によつて明らかに無視された。

この触にもとづき六月十日、伊奈半左衛門役所より、「明十一日町々之月行事耆人名主差添、明六半時被出候」旨の差紙があつた。

翌十一日名主支配限り申合罷出候処、馬喰町宿屋江何番組〳〵と張札出し有之町内杯ハ四番組ニ而名主八人四番組不残中村屋茂左衛門方江罷越御呼出しを待居所、八時にも召出御白洲於御前被仰渡候趣有之。⁽²⁷⁾

各町月行事・名主連名で伊奈に「請證文」を提出している。

差上申御請證文之事⁽²⁸⁾

天明の江戸うちこわし

一此節米穀仏底にて江戸町々之者共及飢餓難儀候趣 被為及御聞御救方御取斗当御役所江被仰付候ニ付私共被召出
左之通被仰渡候

一米麦廻方被仰付候ニ付廻着次第勝手ニ相成候直様下直ニ可被仰付候

一壹町限り箇成ニ取続に相成候者ハ相除き人数取調前日書付差出し御米渡り方御日限相伺可申事

一玄米請取候上早々春立サセ会所相建米麦為渡可申事

一江戸諸運上物御免有之候様被仰立被下置候御積之旨被仰渡難有奉承知候右之通被仰渡承知奉畏候依御請證文差上
候処如件

天明七丁未年六月廿一日

呉服町月行事

徳右衛門印

名主若次良外御用付 代重兵衛印

右之通證文手形御取被成罷歸り翌日より当時人別取調候処人数高千三百六拾四人之所加成に取続相成候者相除候分
三百拾四人残り千三百五拾人帳面に相認名主共集メ年番名主衆ノ右御役所江被差出候所六月廿一日より七月六日迄
都合三度江戸中江米小麦売麦御渡し被成候委細は別紙帳面ニ有是

ところで、この間に伊奈半左衛門役所と町奉行との間に縄張り争いがあつた模様である。七月七日、曲淵の後役に就任
した(六月十日)⁽²⁹⁾石河土佐守はこの日再度にわたつて町触を出し、幕命により米買上げに奔走する伊奈の動きを牽制し
ている。⁽³⁰⁾これは町奉行の權威を無視された六月八日の江戸町々への触——町奉行と無関係の独自の行政機構の成立——

際、その参加者であつた「暮方必至と差支候……裏店其外下賤の者」の斗争力の激しさに恐怖した江戸中の町人層は、彼らに対して種々撫恤に奔命している。これはうちこわし鎮静後も引続き行なわれ、単に金銭・米穀の賑給にとどまらず、地代店賃の免除にまで及んだ。このことは、後の寛政の改革（松平定信の老中首座となつたのは天明七年六月十七日である）における施政の一環と関連しているが、ここでは触れない。

なお史料の借覧について、国会図書館の陶山国見氏に多大の御便宜をいただいた。

註

- (1) 仮表題は『天明六年江戸中打コハシ一件』となつてゐるが、これは写本の筆者がつけたものである。
- (2) 小稿「天明の江戸の打こわしへの疑問」（『真説日本歴史』第八卷所収）。
- (3) 『蜘蛛の糸巻』（『日本随筆大成』第二期卷四）三一五頁。
- (4) 原田伴彦『日本封建制下の都市と社会』三八三頁。
- (5) 『関東洪水』（『改定史籍集覧』第十七冊所収）六四一頁。
- (6) 『後見草』（同右所収）七二七頁。
- (7) 『日本経済大典』第二三卷一四九頁。
- (8) 『御触書天明集成』八七六頁。
- (9) 『一話一言補遺』（『蜀山人全集』五）五六五頁。
- (10) 『伊奈半左衛門様御懸御買諸米麦謂日記』（以下『日記』と略す）。
- (11) 『御触書天明集成』九一六頁。
- (12) 同右九一七頁。同令の撤回は「これこのたびの水害により農商等がうれい申すによれり。」（『徳川実紀』天明六年八月二十四日の条。国史大系第四十七卷八〇九頁）とあるごとく、広範な民衆の抵抗があつたことに起因する。
- (13) 『徳川実紀』同月二十七日の条（同右八〇九頁）。

- (14) 「近世都市騷擾一覽表」(原田伴彦『日本封建都市研究』所収)。
- (15) 「百姓一揆年表」(黒正巖『百姓一揆の研究続篇』所収)。
- (16) 「徳川時代米一揆年表」(井上清、渡部徹編『米騷動の研究』第五卷所収)。
- (17) 前掲小稿二二三頁参照。
- (18) 同右二二六―二二八頁。
- (19) 「凶年記信」(小野武夫編『日本近世饑饉志』所収)一九七頁。
- (20) 「饑饉通考」(同右所収)二七―二八頁。
- (21) 『日記』
- (22) 『続徳川実紀』第一篇(国史大系第四十八卷)三三頁。
- (23) 「凶年記信」一九九―二〇〇頁。
- (24) 『続徳川実紀』第一篇三四頁。なお伊奈は九日に撰津守に叙爵(同上)。
- (25) 同右三四頁。『御触書天明集成』八四二頁。
- (26) 『御触書天明集成』八四三頁。
- (27) 『日記』
- (28) 同右。『一話一言補遺』五七〇頁参照。
- (29) 『続徳川実紀』第一篇三四頁。
- (30) 『一話一言補遺』五七二頁。
- (31) 豊作と新穀出来を理由に、この触が出されてのち救い米は中止された(同右五七二頁)。
- (32) 同右五七二頁。なお旗本植崎九八郎も、「半左衛門自己の了簡にて、一身の働を以救候様取沙汰仕候まま、町奉行は外に見なし候体御座候。」と批判している(『上書』『日本経済叢書』第十二卷三八二頁)。
- (33) 『一話一言補遺』五七〇頁。

〔附註〕 原田伴彦氏は、都市騒擾を惣町一揆と世直し一揆に段階的に性格づけ、その転換点を一八世紀中葉以降（「近世都市騒擾覚書」、同氏『日本封建都市研究』所収、五二七頁）としたが、さらに天明期ごろに世直し一揆への転換点を求めている（「近世の町方騒擾」、同氏『日本封建制下の都市と社会』所収、三九七頁）。その典型例は天明の江戸うちこわしであるが、江戸のばあい、すでに五〇年前の享保一八年の高間騒動において、上層市民に指導された訴願斗争に従属していた下層町民が独自の斗争を組んで、高間伝兵衛宅のうちこわしを行なったのであり、天明期のうちこわしの原初的形態は、すでに享保期に存在していたのである（前掲小稿、二二四―五頁参照）